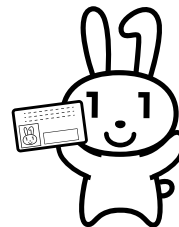
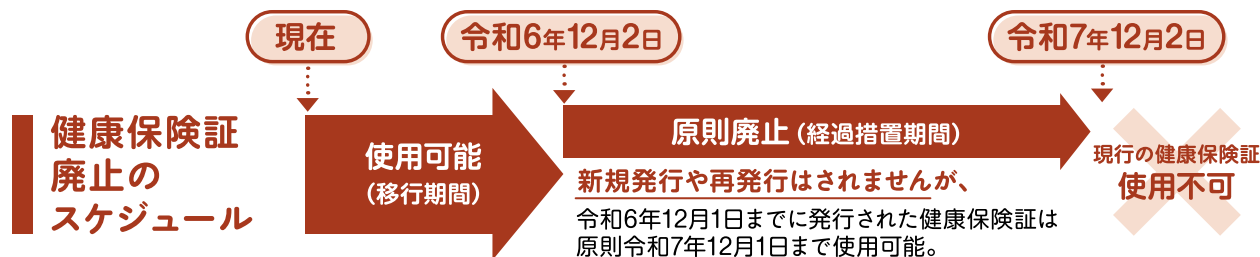


健康保険証(組合員証等)は本年12月2日に原則廃止



マイナ保険証に切り替えを!

現行の健康保険証は本年12月2日に廃止され、「マイナ保険証(健康保険証としての利用登録を済ませたマイナンバーカード)」を基本とするしくみに移行します。医療機関等ではマイナ保険証で受診しましょう。



Q 今後、医療機関等に受診する際は?

A 次の4つの方法のいずれかで、保険診療を受けることができます。

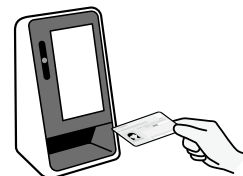


これが基本です

1 「マイナ保険証」

利用方法

マイナンバーカードを医療機関等のカードリーダーで読み取ります。
※健康保険証としての利用登録をしていないマイナンバーカードでは受診できません。



「マイナ保険証」の利用登録方法

医療機関、マイナポータル、セブン銀行ATMなどで利用登録ができます。



利用登録の方法はこちら

2 「マイナ保険証」+「資格情報のお知らせ(資格情報通知書)」

※「資格情報のお知らせ」はマイナポータルの「わたしの情報」で代用可能

利用方法

マイナ保険証を持っているが、医療機関等でマイナ保険証が利用できない場合、「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」をセットで医療機関等に提示します。

「資格情報のお知らせ」の取得方法

【令和6年 8月3日以前の加入者】……………10月に交付済
【令和6年 8月4日～12月1日の加入者】……………12月までに交付予定
【令和6年12月2日以降の加入者】… 資格取得時及び被扶養者認定時に交付予定

3 「資格確認書」

※有効期限があり、その都度更新が必要となります。

利用方法

マイナ保険証を持っていない場合、「資格確認書」を医療機関等に提示します。

「資格確認書」の取得方法

【令和6年12月1日以前の加入者】… マイナ保険証を持っていない方は、令和7年12月1日までに交付予定
【令和6年12月2日以降の加入者】… マイナ保険証を持っていない方は、資格取得時に交付予定

4 現行の「健康保険証」(組合員証等)

経過措置として令和7年12月1日までは使用できます。ただし、令和6年12月2日以降、新規発行・再発行はできません。